

令和2年度 特別区基準保険料率に係る基礎数値 (基礎分・後期高齢者支援金分・介護納付金分)

1 被保険者数

区 分	令和3年度 A	令和2年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B
基礎分・後期高齢者支援金分 一般被保険者数	1,962千人	1,962千人	0千人	0.00%
介護納付金分 被保険者数	693千人	693千人	0千人	0.00%

2 保険料率等

(1) 基礎分(一般被保険者分)

区 分	令和3年度 A	令和2年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B	
国民健康保険事業費納付金 (特別区独自の激変緩和措置前)	209,356,179千円	209,356,179千円	0千円	0.00%	
特別区独自の激変緩和措置額	△8,374,247千円	△8,374,247千円	0千円	0.00%	
国民健康保険事業費納付金(D) (特別区独自の激変緩和措置後)	200,981,932千円	200,981,932千円	0千円	0.00%	
保健事業費等(E)【注1】	8,942,112千円	8,942,112千円	0千円	0.00%	
国・都公費等(F)【注2】	△22,646,136千円	△22,646,136千円	0千円	0.00%	
賦課総額(D)+(E)+(F)	187,277,908千円	187,277,908千円	0千円	0.00%	
賦課割合(所得割 : 均等割)	58:42	58:42	—	—	
保 険 料 率	所得割料率	7.14/100	7.14/100	△0.11/100	—
	均等割額	39,900円	39,900円	0円	0.00%
賦課限度額	630,000円	630,000円	0円	0.00%	
一人当たり保険料	95,473円	95,473円	0円	0.00%	

項目単位で四捨五入しているため賦課総額と内訳が合わない場合がある

(2) 後期高齢者支援金分(一般被保険者分)

区 分	令和3年度 A	令和2年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B	
国民健康保険事業費納付金 (特別区独自の激変緩和措置前)	66,523,829千円	66,523,829千円	0千円	0.00%	
特別区独自の激変緩和措置額	△2,660,953千円	△2,660,953千円	0千円	0.00%	
国民健康保険事業費納付金(D) (特別区独自の激変緩和措置後)	63,862,876千円	63,862,876千円	0千円	0.00%	
条例減免に要する経費(E)	62千円	62千円	0千円	0.00%	
国・都公費等(F)【注3】	△3,585,127千円	△3,585,127千円	0千円	0.00%	
賦課総額(D)+(E)+(F)	60,277,811千円	60,277,811千円	0千円	0.00%	
賦課割合(所得割 : 均等割)	58:42	58:42	—	—	
保 険 料 率	所得割料率	2.29/100	2.29/100	0.05/100	—
	均等割額	12,900円	12,900円	0円	0.00%
賦課限度額	190,000円	190,000円	—	—	
一人当たり保険料	30,729円	30,729円	0円	0.00%	

項目単位で四捨五入しているため賦課総額と内訳が合わない場合がある。

(3) 介護納付金分

区 分		令和3年度 A	令和2年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B
国民健康保険事業費納付金 (特別区独自の激変緩和措置前)		27,247,700千円	27,247,700千円	0千円	0.00%
特別区独自の激変緩和措置額		△1,089,908千円	△1,089,908千円	0千円	0.00%
国民健康保険事業費納付金(D) (特別区独自の激変緩和措置後)		26,157,792千円	26,157,792千円	0千円	0.00%
条例減免に要する経費(E)		23千円	23千円	0千円	0.00%
※国・都公費等(F)【注4】		△1,227,474千円	△1,227,474千円	0千円	0.00%
賦課総額 (D)+(E)+(F)		24,930,341千円	24,930,341千円	0千円	0.00%
賦課割合(所得割 : 均等割)		57:43	57:43	—	—
保険 料 率	所得割料率	各 区 事 項			
	均等割額	15,600円	15,600円	据置	—
賦課限度額		170,000円	170,000円	0円	0.00%
一人当たり保険料		35,950円	35,950円	0円	0.00%

項目単位で四捨五入しているため賦課総額と内訳が合わない場合がある。

(4) 基礎分(一般被保険者分) + 後期高齢者支援金分(一般被保険者分)

区 分		令和3年度 A	令和2年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B
保険 料 率	所得割料率	9.43/100	9.43/100	△0.06/100	—
	均等割額	52,800円	52,800円	0円	0.00%
賦課限度額		820,000円	820,000円	0円	0.00%
一人当たり保険料合計		126,202円	126,202円	0円	0.00%

(5) 基礎分(一般被保険者分) + 後期高齢者支援金分(一般被保険者分) + 介護納付金分

区 分		令和3年度 A	令和2年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B
保険 料 率	所得割料率	介 護 納 付 金 分 は、各 区 事 項			
	均等割額	68,400円	68,400円	0円	0.00%
賦課限度額		990,000円	990,000円	0円	0.00%
一人当たり保険料合計		162,152円	162,152円	0円	0.00%

【注1】保健事業費等

令和2年度 特定健診諸費 1,577,543千円、出産諸費 1,316,785千円、葬祭諸費 747,950千円、保健事業費 223,843千円、その他
条例減免等 647千円

令和2年度 特定健診諸費 1,577,543千円、出産諸費 1,316,785千円、葬祭諸費 747,950千円、保健事業費 223,843千円、その他
条例減免等 647千円

【注2】国・都公費等

令和2年度 国特別調整交付金 66,753千円、都繰入金 2,264,152千円、法定外繰入金(地方単独波及増) 431,928千円、保険者
支援制度 11,479,598千円、保険者努力支援制度 2,893,270千円、特定健診負担金 2,433,063千円、出産育児一時金(法定繰入
分) 2,632,280千円

令和2年度 国特別調整交付金 66,753千円、都繰入金 2,264,152千円、法定外繰入金(地方単独波及増) 431,928千円、保険者
支援制度 11,479,598千円、保険者努力支援制度 2,893,270千円、特定健診負担金 2,433,063千円、出産育児一時金(法定繰入
分) 2,632,280千円

**【注3】、【注4】国・都公費等
全て保険者支援制度**

令和3年度基準保険料率算定における基本的な考え方

(1) 法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置

賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費(滞納繰越分の収納見込みを除く)を賦課総額の対象としたうえで、平成30年度は、そのうち納付金分を94%として算定し、以後、6年間の激変緩和措置期間を目途に、この割合を原則年1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度区長会において定めている。

令和3年度は、納付金分の97%を賦課総額とするとともに、引き続き、医療費の適正化・収納率の向上・法定外繰入の解消又は縮減に向け取り組んでいく(特別区の激変緩和措置額:基礎分 約84億円、支援金分 約27億円、介護分 約11億円)。

(2) 賦課割合

制度改正により、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされた。その結果、特別区における令和2年度の賦課割合は58:42となるため、基礎分・後期支援金分については、原則どおり所得割58:均等割42(令和2年度と同割合)とする。

ただし、介護納付金分については、段階的に58:42に移行することとし、令和3年度は58:42とする。

3 一人当たり賦課総額内訳

(1) 基礎分(一般被保険者分)

区 分	令和2年度 A	令和元年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B
国民健康保険事業費納付金 (特別区独自の激変緩和措置前)	106,728円	107,414円	△686円	△0.64%
特別区独自の激変緩和措置額	△4,269円	△5,371円	1,102円	△20.51%
(※1)国民健康保険事業費納付金(D) (特別区独自の激変緩和措置後)	102,459円	102,043円	416円	0.41%
保健事業費等(E)	4,559円	4,997円	△438円	△8.77%
国・都公費等(F)	△11,545円	△11,402円	△143円	1.26%
賦課総額(D)+(E)+(F)	95,473円	95,640円	△166円	△0.17%

項目単位で四捨五入しているため賦課総額と内訳が合わない場合がある。

(2) 後期高齢者支援金分(一般被保険者分)

区 分	令和2年度 A	令和元年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B
国民健康保険事業費納付金 (特別区独自の激変緩和措置前)	33,913円	32,888円	1,025円	3.12%
特別区独自の激変緩和措置額	△1,357円	△1,644円	288円	△17.51%
(※1)国民健康保険事業費納付金(D) (特別区独自の激変緩和措置後)	32,557円	31,244円	1,313円	4.20%
条例減免に要する経費(E)	0.03円	0.01円	0.02円	160.04%
国・都公費等(F)	△1,828円	△1,710円	△118円	6.89%
賦課総額(D)+(E)+(F)	30,729円	29,534円	1,195円	4.05%

項目単位で四捨五入しているため賦課総額と内訳が合わない場合がある。

(3) 介護納付金分

区 分	令和2年度 A	令和元年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B
国民健康保険事業費納付金 (特別区独自の激変緩和措置前)	39,291円	37,091円	2,200円	5.93%
特別区独自の激変緩和措置額	△1,572円	△1,855円	283円	△15.26%
(※1)国民健康保険事業費納付金(D) (特別区独自の激変緩和措置後)	37,720円	35,237円	2,483円	7.05%
条例減免に要する経費(E)	0.03円	0.02円	0.01円	50.58%
国・都公費等(F)	△1,770円	△1,687円	△83円	4.90%
賦課総額(D)+(E)+(F)	35,950円	33,550円	2,400円	7.15%

項目単位で四捨五入しているため賦課総額と内訳が合わない場合がある。